

大規模土砂災害時における 地域連携マニュアル 【概要版】

令和6年3月

越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会

■背景・課題、連絡調整会の設置

令和6年3月 越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会

＜背景・課題＞

- ・土砂災害は、発生する場所やその規模をあらかじめ精度よく予知・予測することが難しい事象である。
- ・大規模な土砂災害が発生した場合、その被害は激甚となり社会的な影響も大きく、市町村単独あるいは都道府県単独での対応が非常に困難な状況となる場合が想定される。
- ・大規模土砂災害時において、より迅速かつ円滑な警戒避難、及び二次災害防止対策のために、関係機関が早い段階から情報共有し、連携・調整を図りながら役割分担を明確にし、必要な対策の助言・支援または実施をすることが重要である。

＜越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会の設置＞

- ・より迅速かつ円滑な警戒避難体制の構築、及び二次災害防止対策の実施など関係機関と連携した危機管理体制の充実強化を図るため、次のとおり、越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会を設置し、情報交換、連絡調整等を実施している。
- ・また、本会にて策定した「大規模土砂災害時における地域連携マニュアル」について、合同防災訓練の実施等を踏まえて、必要な検討、見直しを適宜実施している。

（目的）

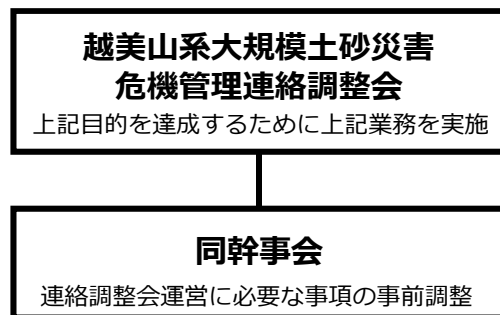
- ・連絡調整会は、本巣市及び揖斐川町において、大規模な土砂災害が発生または発生の恐れがある場合等に、災害対策基本法、土砂災害防止法^{*1}等に基づき、土砂災害から国民の生命、身体及び財産を保護するために必要と考えられる対策を平常時及び災害時に実施するため、関係機関との認識を共有するための情報交換を行うとともに、災害時の役割分担や連携内容を調整することで、関係機関と連携した危機管理体制の充実強化を図ることを目的とする。

^{*1}：土砂災害防止＝土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

（業務）

- （１）連絡調整会の会議の開催
- （２）関係機関との認識を共有するための情報交換
- （３）関係機関と連携した危機管理体制の充実強化に資するための連絡調整
- （４）その他、連絡調整会の目的を達成するために必要と認められた業務

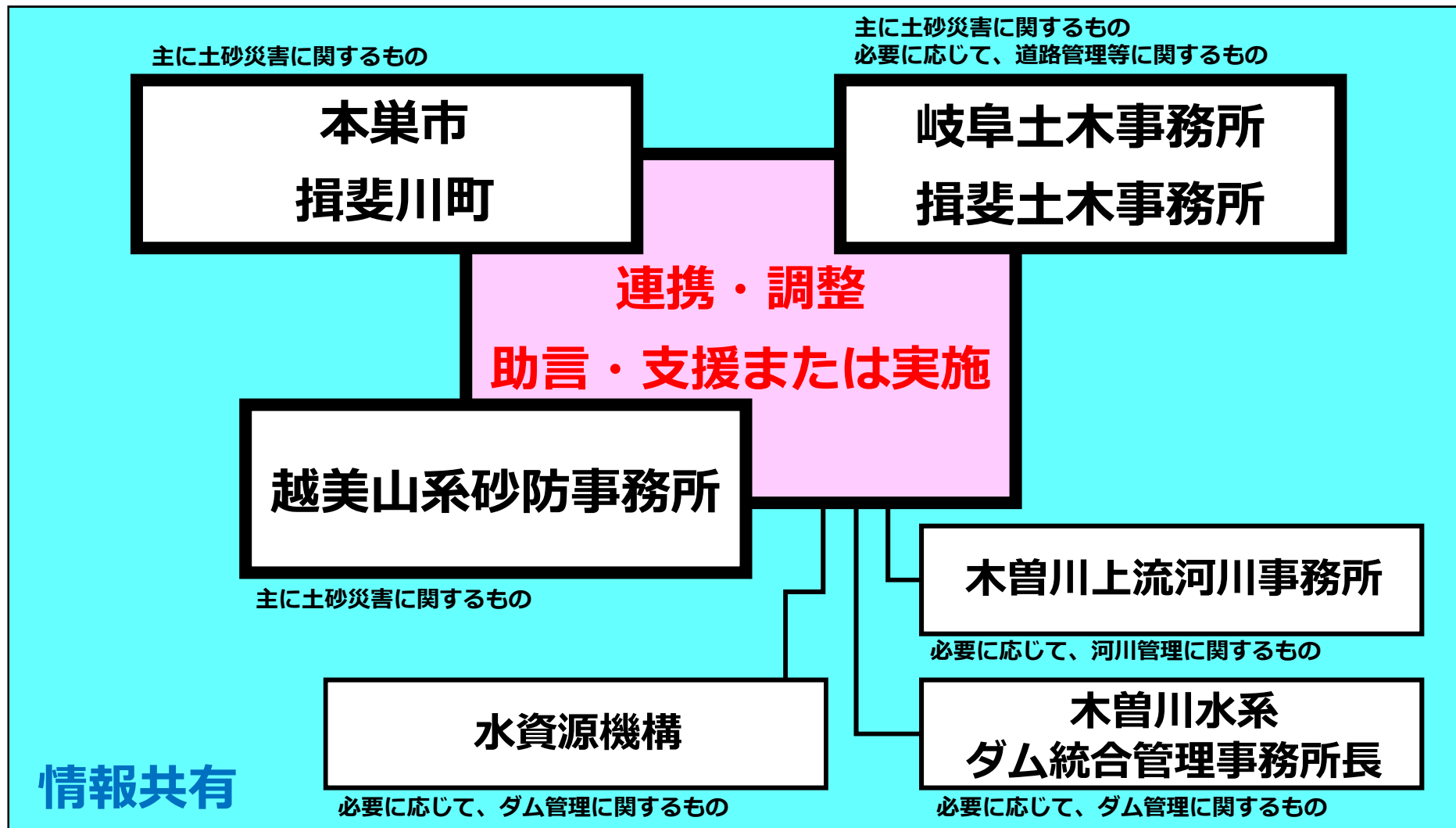
＜連絡調整会、幹事会の構成＞



会長：本巣市長、揖斐川町長
会員：岐阜県・岐阜土木事務所長、揖斐土木事務所長
独立行政法人水資源機構・徳山ダム管理所長
国土交通省・木曽川上流河川事務所長、木曽川水系ダム統合管理事務所長
幹事長：国土交通省・越美山系砂防事務所長

幹事：本巣市・総務部総務課長、都市建設部建設課長、総務部(根尾支所)地域調整課長
揖斐川町・総務部総務課長、産業建設部建設課長、谷汲振興事務所長、
春日振興事務所長、久瀬振興事務所長、
藤橋振興事務所長、坂内振興事務所長
岐阜県・県土整備部砂防課土砂災害対策監、危機管理部危機管理政策課岐阜地域防災対策監、
揖斐県事務所副所長、岐阜土木事務所河川砂防課長、揖斐土木事務所河川砂防課長
独立行政法人水資源機構・徳山ダム管理課長
国土交通省・木曽川上流河川事務所事業対策官、木曽川水系ダム統合管理事務所横山ダム管理支所長
幹事長：国土交通省・越美山系砂防事務所長

【各機関の役割及び目的】



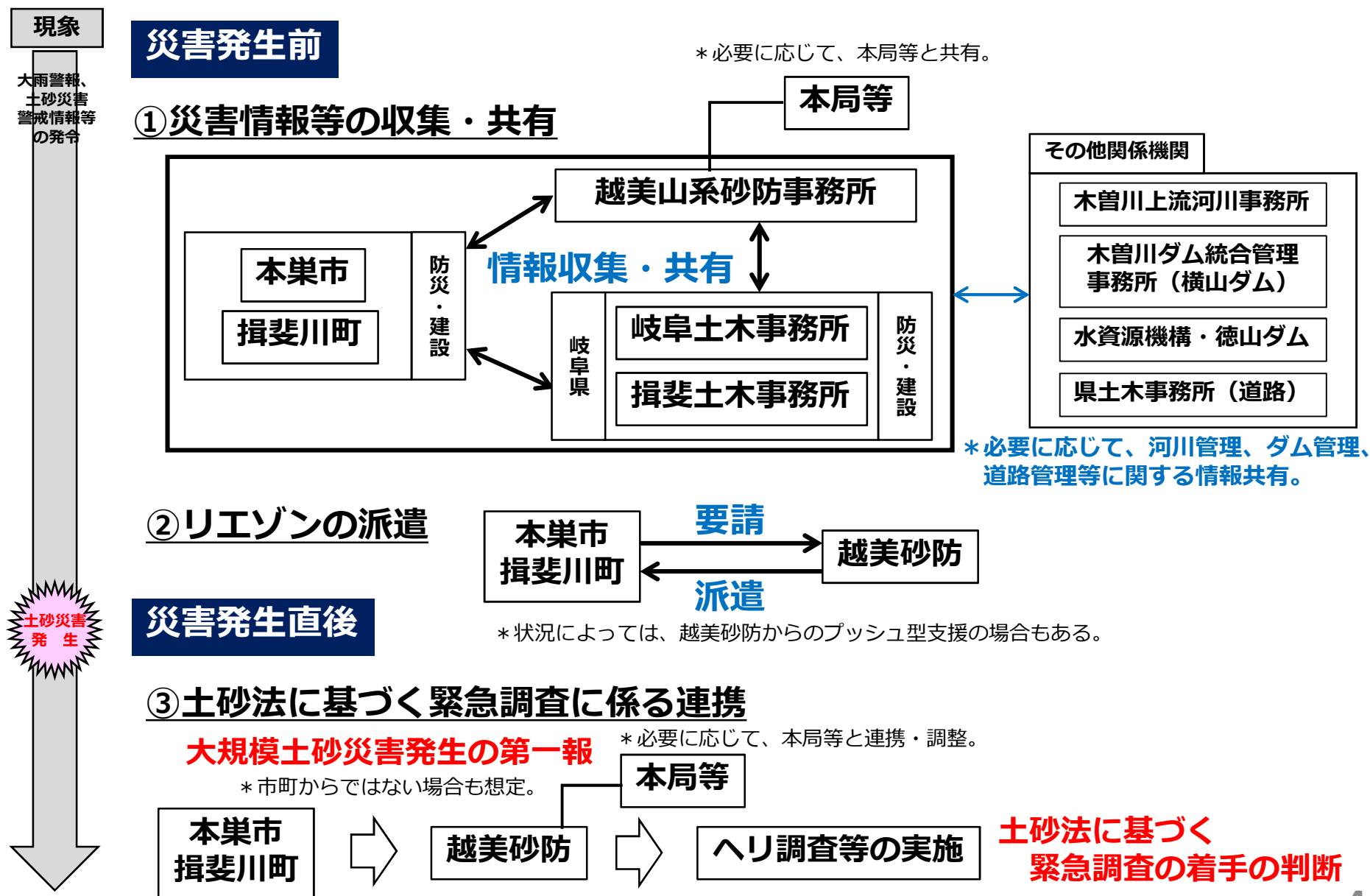
関係機関が情報共有し、連携・調整を図りながら役割分担を明確にし、
警戒避難、二次災害防止のための必要な対策の助言・支援または実施

以降、「警戒避難、二次災害防止の実施等」という。

■大規模土砂災害時における主な対応の流れ①

令和6年3月 越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会

【大規模土砂災害時における主な対応の流れ①】 * 通常の土砂災害を含む防災業務は、各管理者・事業者の防災計画等に基づき対応する。



* 主な対応の流れを示しているものであり、状況に応じて、関係機関において連携調整し、臨機応変に対応する必要があることに留意すること。

■大規模土砂災害時における主な対応の流れ②

令和6年3月 越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会

【大規模土砂災害時における主な対応の流れ②】

現象

土砂災害
発生

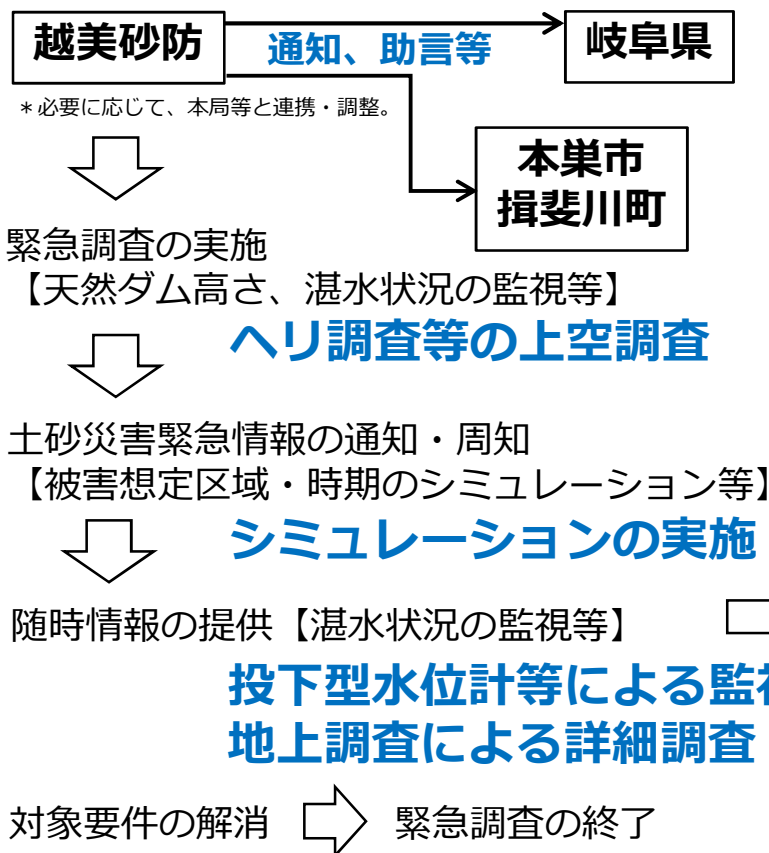
河道閉塞
天然ダム

災害発生後（調査関係）

④調査・点検に係る連携

土砂法に基づく緊急調査の場合

国主体による実施 *ただし、地すべりの場合は 県（砂防）が主体。



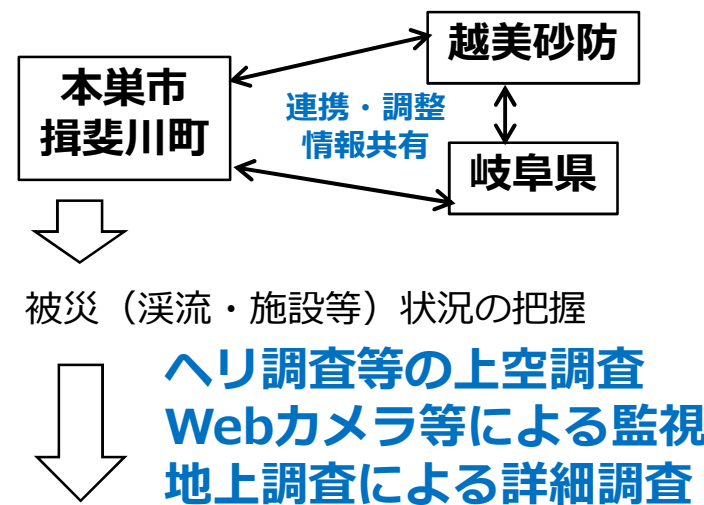
木曽川 木曽統管 水機構 県土木
上 流 横山ダム 徳山ダム （道路等）

* 必要に応じて、河川管理、ダム管理、
道路管理等に関する情報共有、連携・
調整、対応の助言・支援または実施。

土砂法に基づかない場合

各管理者等主体による実施

* 各管理者・事業者が実施主体となり、適宜、連携・調整し、
役割分担し、情報共有する。



警戒避難、二次災害防止の実施等

【留意事項】

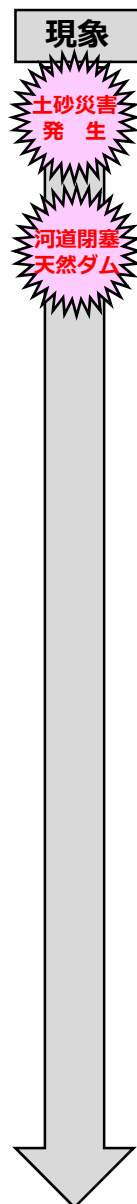
- ・ 調査・対策の実施にあたっては、作業員の安全確保を第一とする。
- ・ 作業効率、安全性の確保のため、ヘリのほか、衛星、UAV（ドローン）などの新技術を積極的に活用する。
- ・ 例えば、監視体制の構築において、市町は警戒避難への役割、国・県（砂防）は調査・工事中の作業員等の安全管理の役割があるなど、各管理者・実施者の役割分担に留意する。

* 主な対応の流れを示しているものであり、状況に応じて、関係機関において連携調整し、臨機応変に対応する必要があることに留意すること。

■大規模土砂災害時における主な対応の流れ③

令和6年3月 越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会

【大規模土砂災害時における主な対応の流れ③】

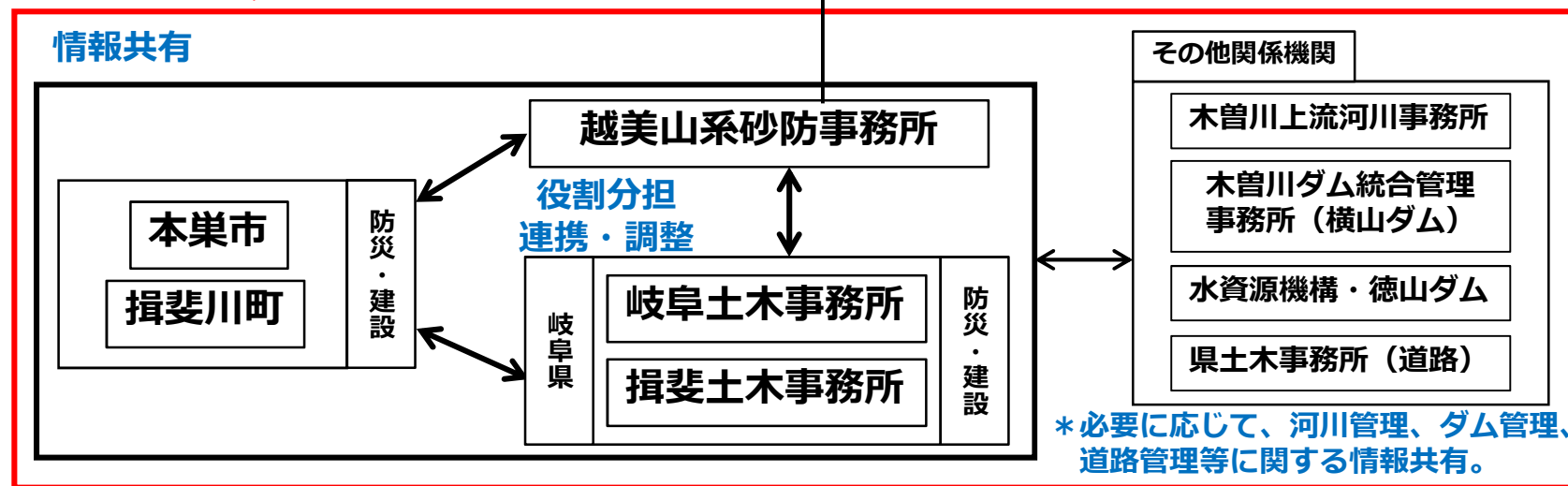


⑤対策に係る連携

災害発生後（対策関係）

* 必要に応じて、「越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会」を設置。

各管理者等主体による実施 連絡調整会の設置による情報共有等



* 各管理者・事業者が実施主体となり、適宜、連携・調整し、役割分担し、情報共有する。

ハード対策

- 応急対策（ブロック設置、除石等）
- 災害復旧・関連等の申請
- 災害復旧・関連等の工事

ソフト対策

- 監視体制の構築（カメラ、ワイヤーセンサー等）

警戒避難、二次災害防止の実施等

* 主な対応の流れを示しているものであり、状況に応じて、関係機関において連携調整し、臨機応変に対応する必要があることに留意すること。

■参考：土砂災害防止法に基づく緊急調査（河道閉塞）の概要

令和6年3月 越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会

<目的>

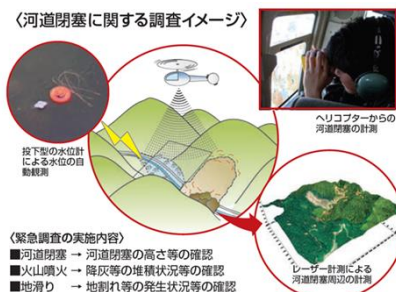
大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については都道府県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供することとします。

<背景>

- ①新潟県中越地震（平成16年）、岩手・宮城内陸地震（平成20年）の際、多数の河道閉塞（いわゆる天然ダム）が形成され、県など地元自治体からの要請を受け、緊急対策を国土交通省が支援しました。
- ②河道閉塞・火山噴火に起因する土石流および地滑り等による大規模な土砂災害が急迫している場合、
 - ・ひとたび発生すると広範囲に多大な被害が及ぶとともに時々刻々と変化するリスクの把握が必要。
 - ・住民に避難指示をする権限は市町村にあり、大規模な土砂災害の経験が少なく、避難指示の判断等の根拠となる情報を自ら入手することが困難なため、国土交通省又は都道府県による技術的支援が必要。

<緊急調査に係る主な流れ>

緊急調査の概要



緊急調査対象の要件



法改正による
制定事項

大規模な土砂災害が急迫

〔河道閉塞・火山噴火に起因する土石流、地滑り等〕

河道閉塞・火山噴火に起因する土石流、河道閉塞による湛水といった特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省、地滑りについては都道府県が

緊急調査を実施

緊急調査に基づき被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町村へ通知・一般へ周知

市町村長が住民への避難を指示（災害対策基本法第60条）等

土砂災害から国民の生命・身体を保護

① 第一報（発災情報）



河道閉塞(天然ダム)の発生

② 着手の判断、
緊急調査の実施



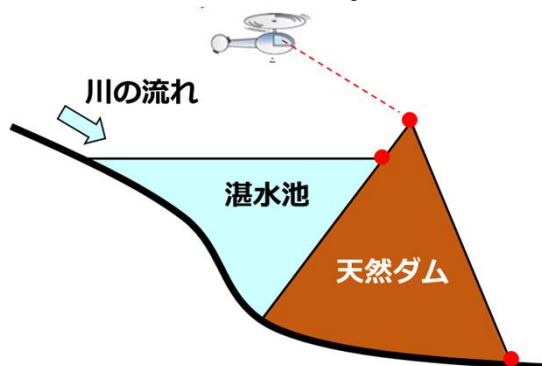
レーザー距離計による
ヘリからの計測

③ 緊急調査の実施（湛水状況の監視）



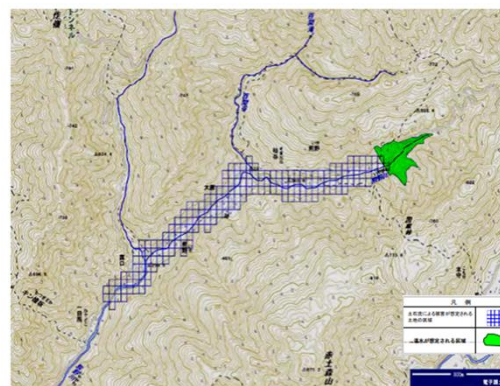
水位計の設置（投下型水位観測ブイ）

④ 緊急調査の実施
（各種計測）



ヘリ調査のイメージ
（天然ダムの高さ、
座標等を計測）

⑤ 緊急情報の提供
（シミュレーションの実施）



氾濫解析の例

⑥ 随時情報の提供、警戒避難支援、
二次災害防止対策の実施



近畿地方整備局Web「2011年紀伊半島大水害」

<https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai/kiroku/qgl8vl0000008lkt-att/kiihantou-kirokushi.pdf>より抜粋